

別表十三(七)

15欄、23欄及び32欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十三(七)

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の11第1項」又は「第4項」(※2)
- ② 区分番号に、「00261」
- ③ 当該別表十三(七)23欄の金額(同欄の金額が29欄の金額を超える場合には、29欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の11第4項」、それ以外は「第65条の11第1項」

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の12第1項」又は「第3項」(※2)
- ② 区分番号に、「00262」
- ③ 当該別表十三(七)32欄の金額(同欄の金額が39欄の金額を超える場合には、39欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 特別勘定を設けた場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の12第3項」、それ以外は「第65条の12第3項」

交換又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	
圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(10)	16	
	取得資産等の価額(14)	17	
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	
	譲渡資産の対価の額(7)	19	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(16) \times \left(\frac{(17)}{(17)+(18)} \text{ 又は } \frac{(17)}{(19)} \right)$	20	
	圧縮限度額 $(17) - (20)$	21	
	圧縮限度超過額 $(15) - (21)$	22	

交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23		
取得資産等の価額(14)	24		
譲渡直前の帳簿価額(10)	25		
譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26		
譲渡資産の対価の額(7)	27		
$(25) + (26) \text{ 又は } (24) - (27)$	28		
圧縮限度額 $(24) - (28)$	29		
圧縮限度超過額 $(23) - (29)$	30		
取得認定期間	31	平	平
特別勘定に経理した金額	32		
譲り受ける宅地の価額の見積額	33		
譲渡直前の帳簿価額(10)	34		
譲渡資産の対価の額(7)	35		
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき $(34) \times \frac{(33)}{(35)}$	36		
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき $(34) \times \frac{(33)}{(35)}$	37		
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(34) + ((33) - (35))$	38		
繰入限度額 $(33) - ((36), (37) \text{ 又は } (38))$	39		
繰入限度超過額	40		

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の11第1項」又は「第4項」(※2)
- ② 区分番号に、「00261」
- ③ 当該別表十三(七)15欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換により宅地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の11第4項」、それ以外は「第65条の11第1項」